

令和4年度 償却資産(固定資産税) 申告の手引き



阿賀野市イメージキャラクター
ごずっちょ

- 申告書の提出期限は、令和4年1月31日(月)です。

期限間近になりますと、窓口が混み合います。
なるべく1月14日(金)までに提出くださるよう、
ご協力をお願いします。
※受付は1月から開始します。

- 提出・問い合わせは

阿賀野市役所 総務部 税務課 資産税係

〒959-2092

新潟県阿賀野市岡山町 10 番 15 号

TEL 0250-62-2510 (代表)

E-mail zeimu@city.agano.niigata.jp

HP <https://www.city.agano.niigata.jp>

HPへのアクセスはこちらから



《 目 次 》

1. 償却資産とは	1
2. 申告が必要な人	1
3. 償却資産の種類と具体例	1
4. 業種別の主な償却資産	2
5. 家屋と償却資産の区分	2
6. 申告が必要な償却資産	4
7. 申告の対象とならない資産	4
8. 申告書の書き方	
(1)償却資産申告書の書き方	5
(2)種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方	6
(3)種類別明細書(減少資産用)の書き方	7
(4)種類別明細書(訂正用)の書き方	8
9. 国税との主な違い	9
10. 評価額及び税額の算出方法	9
11. 課税標準の特例	11
12. よくある質問	12
13. その他	
(1)マイナンバーについて.....	13
(2)電子申告について	13
(3)虚偽の申告または不申告の場合.....	13
(4)実地調査のお願い.....	13

1. 償却資産とは

償却資産とは、会社や個人で工場、商店などを経営している人や、アパートや駐車場などを他者に貸し付けている人が、その事業のために所有する構築物・機械・器具・備品等をいいます。

償却資産に対しては、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在で所有している償却資産について、1月31日(土曜・日曜・祝日の場合は、翌開庁日)までに償却資産の所在地の市町村長に申告しなければなりません。(地方税法第383条)

2. 申告が必要な人

土地及び家屋以外の事業のために使用する資産のうち、所得税法または法人税法の規定による所得の計算上、減価償却の対象となる資産を所有している下記の人は、申告をする必要があります。

令和4年1月1日現在

- ① 阿賀野市内で事業を営む法人または個人
- ② 貸付業(リース業)を営み、阿賀野市内の事業所に資産を貸し付けている法人または個人

上記の人で、償却資産を所有していない場合も申告が必要です。申告書の「18 備考」欄に「該当資産なし」と記入の上、提出してください。

また、前年中に資産の増減がない場合でも、申告書の提出が必要です。

3. 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例
第1種	構築物	舗装路面、広告塔、煙突、門、庭園、駐車場のフェンス、その他土地に定着する土木設備など、主に建築勘定(建築設備に含む)に経理されている中で償却資産に該当するもの
第2種	機械及び装置	工作機械、印刷機械、土木建設機械、食品製造加工設備、その他各種製造設備等の機械及び装置等
第3種	船舶	ボート、貨客船、漁船等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車(分類番号「9」または「0」の車両)、動力運搬車、貨車等
第6種	工具・器具及び備品	切削工具、検査工具、測定工具、看板、金庫、パソコン、陳列ケース、エアコン、複写機、テレビ、冷蔵庫、自動販売機、ネオンサイン等

4. 業種別の主な償却資産

業 種	主な償却資産の例
各業種共通	パソコン、コピー機、エアコン、応接セット、事務机、レジスター、看板、金庫、ロッカー、外構工事、外灯、駐車場設備(アスファルト舗装等)等
製造業	受変電設備、金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
建設業	ブルドーザ、パワーショベル、フォークリフト等大型特殊自動車(※自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く)、拙削機等
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、照明設備等
飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、テレビ、カラオケ機器、ネオンサイン等
小売業	陳列棚、陳列ケース、冷蔵ストッカー、自動販売機、日よけ等
理・美容業	理・美容椅子、消毒殺菌設備、タオル蒸し器、サインポール、湯沸器等
医(歯科)業	医療機器(レントゲン設備、手術機器、消毒殺菌機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)、薬品戸棚、冷蔵庫等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール梱包設備等
不動産貸付業	門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場設備、塀、受変電設備等
ガソリン給油業	洗車機、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、防火壁、独立キャノピー等
自動車修理業	旋盤、プレス、リフト、溶接機、検査工具、取付工具等

5. 家屋と償却資産の区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、空調設備等が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して取り扱う場合があります。

①家屋と設備等の所有者が同じ場合

家屋から独立した機器、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産または業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

②家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人(テナント)が施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。

〈家屋と償却資産の区分表〉

家屋に取り付けられた建物附属設備については、次のとおり家屋と償却資産に区分して課税することになっています。

◎：申告が必要です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○		
電気設備	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎	
	中央監査設備	設備一式		◎	
	電灯照明設備		屋外設備一式(ネオンサイン等)		◎
			屋内設備一式	○	
	電力引込設備	引込設備		◎	
	動力配線設備		特定の生産または業務用設備		◎
			上記以外の設備	○	
	電話設備		電話機、交換機等の機器		◎
			上記以外の設備(配線・配管等)	○	
	LAN設備	設備一式		◎	
	放送・拡声設備		マイク・スピーカー、アンプ等の機器		◎
			上記以外の設備(配線・配管等)	○	
	避雷設備	設備一式		○	
火災報知機設備	設備一式		○		
監視カメラ設備		受像機(テレビ)、カメラ		◎	
		配管・配線等	○		
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○		
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器等)		◎	
		局所式給湯設備(ユニットバス用・床暖房等)、中央式給湯設備	○		
	ガス設備	屋外工事、引込工事、特定の生産または業務用設備		◎	
		屋内の配管等	○		
衛生設備	設備一式(便器、洗面器、浴槽等)		○		
消化設備		消火器、避難器具、ホース及びノズル等		◎	
		消火栓設備、スプリンクラー設備	○		
空調設備	空調設備	壁掛型・床置型ルームエアコン、特定の生産または業務用設備		◎	
		埋込型エアコン等上記以外の設備	○		
	換気設備	特定の生産または業務用設備		◎	
		上記以外の設備	○		
その他設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎	
		エレベーター、エスカレーター等	○		
	暖房設備	事業用の設備一式(飲食店、病院等)		◎	
		上記以外の設備	○		
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、事業用の設備一式(クリーニング店、寮・病院等)		◎	
上記以外の設備		○			
外構工事	外構工事	文字看板、工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎	

6. 申告が必要な償却資産

1. 耐用年数が1年以上の資産
2. 償却済み資産(税務会計上、耐用年数を経過し、減価償却が終わった資産)
3. 決算期以降令和4年1月1日までに取得した資産で、固定資産勘定に計上されていない資産
4. 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
5. 建設仮勘定で経理されている資産
6. 賃借人等が建物に施工した附属設備(内装、造作、建築設備等)
7. 遊休資産(稼働を休止しているが、維持補修をしている資産)
8. 未稼働資産(稼働していない資産)
9. 割賦購入資産(代金を完済していないもの)
10. リース資産(貸し付けている資産)
11. 改良費のうち、資本的支出として計上された資産
12. 大型特殊自動車(車両ナンバー「0」「00～09」「000～009」または「9」「90～99」「900～999」のもの)

※下記要件のうち、一つでも該当する場合、大型特殊自動車となります。

- (1)自動車の長さが4.7mを超えるもの
- (2)自動車の幅が1.7mを超えるもの
- (3)自動車の高さが2.8mを超えるもの
- (4)最高速度が15km/hを超えるもの

7. 申告の対象とならない資産

1. 耐用年数が1年未満の資産
2. 自動車税や軽自動車税の課税対象となるもの
3. 牛、馬、果樹、その他生物(ただし、興行用または観賞用動植物は除く)
4. 無形固定資産(パソコンのソフトウェア、電話加入権、特許権、実用新案権等)
5. 一括償却資産(取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上、3年間で一括して均等償却を行うもの)

★取得価額により取り扱いが異なります。

取得価額	国税の取り扱い		償却資産の申告
10万円未満	個人	必要経費	不要
		損金算入	不要
	法人	減価償却	要
		一括償却	不要
10万円以上 20万円未満	個人	減価償却	要
		一括償却	不要
	法人	減価償却	要
		一括償却	不要
20万円以上	個人	減価償却	要
	法人	減価償却	要

9. 国税との主な違い

項目	固定資産税(償却資産)の 取り扱い	国税の取り扱い
償却計算の期間	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	旧定率法	定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	なし	あり
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	なし	あり
増加償却 (法人税・所得税)	あり	あり
評価額の最低限度	取得価額の5%	1円
改良費 (資本的支出)	区分評価	原則区分評価

10. 評価額及び税額の算出方法

(1) 評価額の算出方法

申告する資産の取得時期や取得価額及び耐用年数から、個々の償却資産について評価額を算出します。1年目は取得月にかかわらず、半年分を償却します。

●前年中に取得した資産

$$\text{価格(評価額)} = \text{取得価額} \times \left(1 - \frac{r}{2}\right)$$

●前年前に取得した資産

$$\text{価格(評価額)} = \text{前年度評価額} \times (1 - r)$$

※ r=耐用年数に応ずる減価率

上記計算式により毎年算出し、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。

(取得価額の5%=評価額の最低限度額となります。)

<参考>

減価残存率表(旧定率法)

耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率	
		前年中 取得分 (1-r/2)	前年前 取得分 (1-r)			前年中 取得分 (1-r/2)	前年前 取得分 (1-r)			前年中 取得分 (1-r/2)	前年前 取得分 (1-r)
1	—			11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926

《評価額の計算例》

★平成 28年5月取得、取得価額 300,000 円、耐用年数4年のパソコンの場合

平成29年度 ⇒ 300,000 円 × 0.781 = 234,300 円

平成30年度 ⇒ 234,300 円 × 0.562 = 131,676 円

平成31年度 ⇒ 131,676 円 × 0.562 = 74,001 円

令和 2年度 ⇒ 74,001 円 × 0.562 = 41,588 円

令和 3年度 ⇒ 41,588 円 × 0.562 = 23,372 円

令和 4年度 ⇒ 23,372 円 × 0.562 = 13,135 円

< 15,000 円
(取得価額の5%)



※ 令和4年度の評価額が、取得価額の5%を下回ったので、4年度以降の評価額は、取得価額の5%(=15,000 円)となります。

(2) 税額の計算方法

毎年1月1日現在で所有している固定資産(土地・家屋・償却資産)の評価額の合計が課税標準額となります。課税標準額に税率を乗じた額が税額となります。

課税標準額 (1,000 円未満切り捨て)	×	税率 (1.4%)	=	税額 (100 円未満切り捨て)
--------------------------	---	--------------	---	---------------------

《税額の計算例》

★課税標準額 13,298,411 円の場合

13,298,000 円 × 1.4% = 186,172 円

税額は 186,100 円となります。

※ 償却資産の課税標準額が150万円(免税点)未満の場合は、課税されません。

11. 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に定める資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。特例に該当する資産がある場合は、種類別明細書の摘要欄に特例適用条項の記載をしてください。

また、特例を受ける初年度は、特例該当資産であることを証明する関係資料の提出もお願いします。

《課税標準の特例となる主な例》

根拠規定		特例対象資産	特例課税率
地方税法 第349条の3	第2項	ガス事業用資産	最初の5年間 1/3 次の5年間 2/3
地方税法 附則第15条	第2項 第1号	汚水又は廃液の処理施設	(阿賀野市) 1/2
	第2項 第3号	公共防止施設等 最終処分場	2/3
	第2項 第4号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	1/3
	第2項 第5号	公共の危害防止施設等 下水道除害	(阿賀野市) 3/4
	第27項 第1号 (注1)	再生可能エネルギー発電設備 (太陽光)1000kW未満	(阿賀野市) 3年間 2/3
	第27項 第2号 (注1)	再生可能エネルギー発電設備 (太陽光)1000kW	(阿賀野市) 3年間 3/4
地方税法 附則第64条		先端設備等(注2)	(阿賀野市) 3年間 0

☆税制改正により変更となる場合があります。

(注1) 法附則第15条第27項第1号・第2号は、『再生可能エネルギー事業者支援補助金交付決定通知書』の写しを添付する必要があります。

(注2) 法附則第64条は、中小企業等経営強化法に基づき先端設備等導入計画の認定を受けた者に限ります。

12. よくある質問



Q1. 個人で商店を営んでおり、償却資産といっても、エアコン、看板、自動販売機しかありません。申告は必要なのでしょうか。

A. 必要です。事業用の償却資産所有している人は、金額の多少にかかわらず、毎年1月1日現在の償却資産を申告するよう、法律に定められています。
なお、課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

Q2. 廃業したのに申告書が届きました。

A. 申告書の備考欄に「令和元年〇月 廃業」と記入し提出してください。次年度以降は申告書を送付しません。

Q3. 税務署へ申告していますが、市へも申告が必要なのでしょうか。

A. 必要です。税務署に対する申告は国税の申告で、市に対する申告は固定資産税の申告になります。

Q4. 耐用年数を経過し、減価償却が終わった資産でも、申告は必要なのでしょうか。

A. 減価償却が終わっても、事業の用に供することができるものは、申告が必要です。
なお、国税における評価額の最低限度額は1円ですが、固定資産税における評価額の最低限度額は取得価額の5%です。

Q5. リース資産の申告は、リース会社と当社、どちらが申告したらよいのでしょうか。

A. 契約内容により異なります。
リース期間終了後に資産を
(1) リース会社に返却する場合 ⇒ リース会社が申告
(2) 無償で譲渡されることが条件となっている場合 ⇒ 貴社が申告
(所有権留保付割賦販売等)

Q6. 取得価額に消費税を含めるべきでしょうか。

A. 税務会計上で採用している経理方式により異なります。
所得税及び法人税で税抜経理方式を採用している場合は、消費税を含まない金額が取得価額となり、税込経理方式を採用している場合は、消費税を含んだ金額が取得価額となります。

13. その他

(1) マイナンバーについて

償却資産申告書にマイナンバー(個人番号・法人番号)の記入欄が設けられています。個人事業主の場合は12桁の個人番号を、法人の場合は13桁の法人番号を右詰めで記入してください。

個人番号を記入した申告書を提出する場合は、マイナンバー法に定める本人確認(番号確認及び身元確認。代理申告の場合は、併せて代理権確認)を実施していますので、次の書類を用意してください。郵送の場合は、写しを添付してください。

本人が申告書を提出する場合

番号確認	身元確認
・マイナンバーカード	・マイナンバーカード
・通知カード	・運転免許証
・個人番号が記載された住民票 等	・パスポート 等

(注)代理人が申告書を提出する場合は、委任状が必要です。

(2) 電子申告について

市では、eLTAX:エルタックスを利用した電子申告を受け付けています。利用方法の詳細につきましては、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご覧ください。

(3) 虚偽の申告または不申告の場合

虚偽の申告をした場合、または正当な理由がなく申告をしなかった場合は、地方税法第 385 条及び第 386 条、並びに阿賀野市税条例第 75 条の規定により、罰則等を適用されることがあります。



(4) 実地調査のお願い

申告をいただいた後、申告内容の照合・確認をするために、地方税法第 354 条の 2 の規定に基づき、所得税または法人税に関する書類について閲覧を行っています。

また、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、市の担当者が実地調査に伺い、帳簿書類等の提示または提出を求める場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

調査の結果によっては、資産の取得年次に応じて過年度に遡及して課税しますので、あらかじめご承知おきください。

郵送の際、切り取ってご利用ください。



(別途切手が必要です。)

〒959-2092

新潟県阿賀野市岡山町 10 番 15 号

阿賀野市役所 税務課 資産税係 行